

ID: 48

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	しばたの郷土館規則 第4条第3項		
例規番号	平成5年教育委員会規則第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。</p> <p>(使用の手続)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定に基づき、ふるさと文化伝承館、産業展示館及び如心庵(以下「施設」という。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前から前7日までにしばたの郷土館使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 申請者が施設を使用する場合に、特別の設備を設けようとするときは、その設備内容を記載した書面を申請書に添えて申請し、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日